

医療法人社団御上会野洲病院との病院事業等に係る事業譲渡契約を議会の承認を要する事件として定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の将来にわたる政策の推進において極めて重要な契約行為である医療法人社団御上会野洲病院（以下「野洲病院」という。）との病院事業、訪問看護事業、居宅介護事業及び訪問リハビリテーション事業（以下これらを合わせて「病院事業等」という。）に係る事業譲渡契約を締結したことについて、議会の承認を要する事件とすることを定めるものとする。

(承認すべき事件)

第2条 市長は、野洲病院と病院事業等に係る事業譲渡契約を締結したときは、当該事業譲渡契約の締結をしたことについて、議会の承認を得るものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、病院事業等に係る事業譲渡契約の締結の承認に係る議案の議決を得た日をもって、その効力を失う。